



演題：「市町村合併について」
講師：群馬県総務部市町村課 布施正明課長



市町村合併について理解を深めるため
講演会を開催しました

群馬県総務部
市町村課
布施正明

第5号

平成29年(2017)8月1日発行

館林市・板倉町 合併協議会だより



講演会・・・・・・・・・・ P 2～P 3
報告第16号・・・・・・・・ P 4
議案第12号・・・・・・・・ P 4
議案第13号・・・・・・・・ P 4～P 5

議案第14号・・・・・・・・ P 5
協議第14号・・・・・・・・ P 5～P 6
協議第15号・・・・・・・・ P 6～P 8

発行：館林市・板倉町合併協議会 / 編集：館林市・板倉町合併協議会事務局
〒374-8501
群馬県館林市城町1番1号（館林市役所内） TEL：0276-72-4111（内線511・514）/FAX：0276-72-3297
【URL】 <http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>
【E-mail】 tatebayashi-itakura.gappeikyo@city.tatebayashi.gunma.jp

第5回合併協議会を開催し、報告事項を1件、審議事項を3件、協議事項を2件協議しました

平成29年6月26日、館林市文化会館小ホールにおいて、第5回合併協議会を開催しました。

はじめに、群馬県総務部市町村課 布施正明課長を講師に招き、市町村合併に携わった貴重な経験やその後の国や県の状況などについての講演を聴講しました。

次に、報告事項として「館林市・

板倉町合併協議会委員の変更」についての報告があり、また、審議事項として「介護保険事業の取扱い」や「各種事務事業の取扱い」のうち、保健福祉部会に関する「障がい者福祉事業」「高齢者福祉事業」について審議しました。

最後に、協議事項として「国民健康保険事業の取扱い」と「各種事務

第5回合併協議会で協議された内容

講演会	
演題：「市町村合併について」	講師：群馬県総務部市町村課 布施正明課長
報告事項	
報告第16号	館林市・板倉町合併協議会委員の変更について
審議事項	
議案第12号	【合併協定項目 21】介護保険事業の取扱いについて
議案第13号	【合併協定項目23-10】障がい者福祉事業について
議案第14号	【合併協定項目23-11】高齢者福祉事業について
協議事項	
協議第14号	【合併協定項目 20】国民健康保険事業の取扱いについて
協議第15号	【合併協定項目23-9】保健衛生事業について

用語の説明
「報告事項」…合併協議会に関連する事項などの結果について報告するものです。例：「報告第〇号」
「審議事項」…会長から提案し、合併協議会で審議・決定するものです。例：「議案第〇号」
なお、継続的な審議が必要な場合は「継続審議事項」として、次回以降も引き続き審議を行います。
「協議事項」…審議事項とする前に、意見交換や質疑を行い、次回以降の合併協議会で審議・決定するものです。例：「協議第〇号」

事業の取扱い」のうち、保健福祉部会に関する「保健衛生事業」について協議しました。

講演会の内容や事務局から説明された内容と各委員からの質疑などについて、その概要をお知らせします。

講演会
演題：「市町村合併について」
講師：群馬県総務部市町村課 布施正明課長

群馬県市町村課の布施課長は、平成15年4月に旧万場町と旧中里村が合併し、新たに神流町が誕生するにあたり、群馬県から万場町・中里村合併協議会事務局の局長補佐として派遣され、合併協議や事務調整に尽力されました。群馬県内の平成の合併の先駆けとして、合併に携わった貴重な経験や合併後の国・県の状況などについて講演をいただきました。

市町村合併の歴史

江戸時代からの自然発生的な町や村を合併し、近代的な地方自治制度である「市制町村制」を導入するため、明治21年から22年にかけて「明治の大合併」が行われました。この合併では、小学校1校の設置に適した規模として、約300から500

戸を自治体の標準としました。

これにより、全国に71,314あった町村が約5分の1まで減少し、群馬県においても1,213あった町村が約6分の1まで減少しました。

次に、増大した市町村事務を効率的に処理できる合理的な規模とするため、昭和28年から36年にかけて「昭和の大合併」が行われました。この合併では、中学校1校を設置するのに適した規模として、人口8,000人を自治体の標準としました。これにより、全国に9,868あった市町村が約3分の1まで減少し、群馬県においても196あった市町村が約3分の1まで減少しました。

最後に、平成11年から22年にかけて「平成の合併」が行われ、全国に3,229あった市町村が約2分の1の1,727まで減少し、群馬県においても70あった市町村が2分の1の35まで減少し、12市、15町、8村となりました。

「平成の合併」の背景には、主に次の4点が挙げられます。

- ① 地方分権の推進 ↓ 個性ある地域づくりや行政施策を行うためには、一定の経営能力が必要であること。
- ② 少子高齢化の進展 ↓ 医療・福祉

サービスの財政的負担への対応や高齢者を支える人材確保が求められること。

③ 生活圏の広域化 ↓ 日常生活圏の拡大に応じた広域的な行政需要への対応が必要であること。

④ 行政改革の推進 ↓ 国も地方も厳しい財政状況にあり、効率的な行政運営が必要であること。

以上の点から、市町村の行政基盤を強化するための有効な手段の一つとして、市町村合併が求められました。

平成の合併後における効果

群馬県における平成の合併の効果としては、主に次の5点が挙げられます。

① 行財政基盤の強化 ↓ 市町村の三役の減少による給与の削減が約10億円、市町村議会議員の減少による議員報酬の削減が約16億円、また、総務・企画といった管理部門の一般職員数などの抑制により歳出が削減されました。

② 権限移譲による自立性の向上 ↓ みどり市の誕生による福祉事務所の設置や太田市及び伊勢崎市の特例市移行、前橋市及び高崎市の中核市移行により県から権限が移譲されました。

③ 住民の利便性の向上 ↓ 旧市町村の境界を越えた公共施設の利用やサービスが可能になり、合併関係市町村の施設を有効に活用できるようになりました。

④ サービスの高度化・多様化 ↓ 合併時の旧市町村間におけるサービス格差が是正され、住民サービスが充実しました。また、専門的な職員数が増えたことで、組織を強化することが可能になりました。

⑤ 広域的なまちづくり ↓ 市町村合併において「新たなまちづくり」に向けた取り組みが行われました。

平成の合併における課題

群馬県は合併を強力に推進してきたわけではなく、あくまで自主的に合併を考えた自治体に対して支援を行ってきたため、平成の合併に対する県としての総括は行っていない。そのため、今回は次の2つの団体が分析した合併のデメリットなどを紹介します。

地方分権推進委員会による『市町村合併の推進についての意見』

・行政との距離が遠くなることによる住民の利便性の低下
・住民意見の施策への反映やきめ細かなサービスの提供が困難

・合併後の中心部と周辺部との地域格差の発生
・地域の連帯感の喪失
・サービス水準の低下や住民負担の増加

全国町村会による『平成の合併をめぐる実態と評価』

・行政と住民相互の連帯の弱まり
・財政計画との乖離
・周辺部の衰退

特に、財政計画との乖離については、国が行った三位一体の改革と重なったことで、計画どおりにならなかった自治体があるものと考えられます。

合併の方式について

① 新設合併 ↓ 二つ以上の市町村が一つになり、新たな市や町、村をつくる合併。合併により、すべての市町村がなくなり、新たな市や町、村が誕生。

② 編入合併 ↓ 市町村の区域の全部、又は一部を他の市町村に編入。編入される市町村はなくなり、編入する市町村はそのまま存続。

合併の方式については、あくまで合併する手続きの一つでしかなく、名称が変わらなかつた自治体の住民にとっては、それほど大きな問題に

はならないと考えます。仮に編入合併となっても、協議内容に合わせて条例や規則を変更しなくてはならないのも事実です。

旧万場町と旧中里村の合併は、過去の歴史を含めると3回目の挑戦でした。過去の経験から、合併協議の際は、お互いを尊重して協議を重ねるといふ考え方で、合併の方式は「新設合併」、町の名称も新たに定めるとして、大きな問題は無く協議が進みました。

また、「サービスは高い水準で、負担は低い水準で」を基本として協議を進めましたが、負担を求めなければならぬ根拠がある事項については、適切な負担を求めました。

住民投票については実施せず、アンケートを行った結果、賛成多数となりました。合併協定書を締結した後、両町村の議会において、全会一致による合併の議決となり、神流町が誕生しました。



館林市・板倉町合併協議会委員の変更について

平成29年6月6日に板倉町議会第2回定例会が開催され、議会構成が変更となりました。それに伴い、次のとおり合併協議会委員が変更となった旨の報告がありました。

Table with 2 columns: 変更後, 変更前. Rows for 副議長 (今村 好市, 荒井 英世).

(敬称略)



介護保険事業の取扱いについて

↓原案のとおり可決しました

◆介護保険事業計画

介護保険事業計画は、国が定めた基本指針に基づき、介護保険事業に係る保険給付を円滑に実施するため、3年を計画期間として両市町が策定しています。

合併時は、第7期事業計画（平成30～32年度）が計画実行中になるため、両市町の計画をそのまま移行し、第8期事業計画（平成33～35年度）から新市で策定します。

◆介護保険料

両市町の介護保険料は、それぞれの介護保険事業計画で定められており、納付いただく対象年齢や納期に違いはありませんが、保険料の金額に違いがあります。

介護保険料は、合併時は、第7期事業計画（平成30～32年度）が計画実行中になるため、両市町の介護保険料をそのまま適用し、第8期事業計画（平成33～35年度）から新市で

統一します。

◆地域包括支援センター

両市町の地域包括支援センターは、保健医療の向上や福祉の増進を支援することを目的に、それぞれの介護保険事業計画に基づき設置されています。

合併時は、第7期事業計画（平成30～32年度）が計画実行中になるため現行のとおりとし、第8期事業計

画（平成33～35年度）から再編します。

障がい者福祉事業について

↓原案のとおり可決しました

◆障害者総合支援法に関する事業

障害者総合支援法に関する事業は、内容が①から⑳までの20項目あります。詳細は次の表のとおりです。

Table with 2 columns: 項目, 具体的な調整内容. Lists 20 items related to the障害者総合支援法.

◆市町が独自に行う事業

市町が独自に行う事業は、内容が①から⑤までの5項目あります。

Table with 2 columns: 項目, 具体的な調整内容. Lists 5 items for independent municipal activities.

◆敬老祝金・特別慶祝

両市町では、長寿を祝福し敬老の意を表すために、敬老祝金を支給しています。

また、多年にわたり貢献してきた功績に対して、住民を代表して祝意を表すために、特別慶祝を行います。

敬老祝金については、対象者及び支給額が異なるため、館林市の例により合併時に統合します。

また、百寿慶祝訪問及び最高齢者慶祝訪問については、合併時に再編しますが、卒寿慶祝訪問については、合併時に廃止します。

◆敬老事業

板倉町では、町の事業として町内の高齢者に対して敬老の意を表すとともに、高齢者と児童との交流を通して高齢者の社会参加を促進する事業を行っています。

館林市では、市の事業ではなく地域や学校の取り組みとして実施しているため、新市の事業としては、合併時に廃止します。

◆高齢者福祉計画

両市町では、国の法令に基づき、

◆国民健康保険事業の取扱い

両市町の国民健康保険税の賦課と特定健康診査・特定保健指導の2項目の調整内容について、事務局からは次のような説明がありました。

↓次回の審議事項とします

両市町の国民健康保険税の賦課と特定健康診査・特定保健指導の2項目の調整内容について、事務局からは次のような説明がありました。

国民健康保険事業の取扱いについて

《説明》

◆国民健康保険税の賦課

国民健康保険税は、医療分や支援金分、介護分の3つの区分があり、両市町ともに、区分ごとに所得割、資産割、均等割、平等割の税率を定めて課税していますが、それぞれの

税率は異なっています。

また、軽減制度や納期について違いはありませんが、減免制度の表現方法に違いがあります。

【具体的な調整内容】

税率については、国民健康保険制度が平成30年度から群馬県全域に一本化される予定であるため、合併年度は現市町の広域化後の税率を適用し、これに続く5年度以内は、税率の統一に向けて段階的に調整した税率とします。

また、納期と軽減制度については、現行のとおり新市において継続します。ただし、減免制度については、対象者は同一ですが、館林市では減免基準を具体的に列挙しているため、館林市の例により合併時に統合します。

Q 委員からの主な質問

平成30年度から実施される制度の一本化については、税率はどのように決定されるのでしょうか。また、税率が市町村に示されるのは、いつ頃の予定なのでしょうか。

A 専門部会からの回答

まず、税率の決定方法については、県から市町村ごとに「標準税率」が示される予定ですが、館林市と板倉町では異なる「標準税率」が示されることとなります。各市町村は、示された「標準税率」や「各自治体の状況」などを勘案し、「税率」を定めることとなります。

次に、県から「標準税率」が示される時期ですが、当初の予定より遅れており、平成30年1月になると思われます。



◆特定健康診査・特定保健指導

40歳から74歳までの国民健康保険被保険者に対し、健康保持と医療費の抑制を図ることを目的に、両市町で実施しています。

まず、特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目した健康診査であり、実施方法や実施場所、健診項目は同様ですが、実施時期や自己負担額に違いがあります。自己負担額については、館林市では、500円の負担（市民税非課税世帯及び70歳から74歳は無料）がありますが、板倉町では自己負担はありません。

次に、特定保健指導は、特定健康診査の結果、健康保持に努める必要があるかたに対してリスクの程度に応じた保健指導を実施するものです。実施場所や実施時期、自己負担額（無料）は同様ですが、実施方法及び指導内容に違いがあります。

【具体的な調整内容】

特定健康診査については、実施時期及び自己負担額が異なるため、実施時期は館林市の例により合併時に統合し、自己負担額については、板倉町の例により合併時に統合します。

また特定保健指導については、実施方法及び指導内容が異なるため、館林市の例により合併時に統合します。

Q 委員からの主な質問

若年者健康診査や肝炎ウイルス検診は、板倉町の自己負担額は無料であり、館林市の自己負担額は500円となっております。具体的な調整内容にあり、館林市の例により合併時に統合した場合、板倉町住民の負担が増えることになりませんが、その理由を教えてください。

A 専門部会からの回答

自分の健康に対しては、自分で責任を持つという観点から、500円の負担はお願いしたいと考えています。ただし、生活保護世帯や市民税非課税世帯といった低所得者については、無料とすることで配慮したいと考えています。

Q 委員からの主な質問

肝炎ウイルス検診対象者のみ

これにより、新市における特定健康診査の自己負担額は、無料となります。

協議第15号

保健衛生事業について

↓次回の審議事項とします

両市町の健康増進計画・食育推進計画や健康診査事業など6項目の調整内容について、事務局からは次のような説明がありました。

《説明》

◆健康増進計画・食育推進計画

健康増進計画・食育推進計画は、国の法律に基づき、地域住民の健康増進を図ることを目的として、両市町で策定しています。

基本目標は同様ですが、計画期間や評価方法、策定体制に違いがあります。

【具体的な調整内容】

健康増進計画・食育推進計画については、計画期間や計画策定に係る諮問機関、計画の評価方法が異なりますが、基本目標などは同様である

ため、合併時は現市町の計画をそのまま移行し、合併後に新市において策定します。

◆健康診査事業

健康診査事業は、各種健康診査を実施し、必要なかたに保健指導や医療機関への受診指導を行い、健康についての認識と健康づくりに関する意識の向上を図ることを目的として、両市町で実施しています。

事業内容は、若年者健康診査や生活保護受給者健康診査、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診の5事業がありますが、それぞれ、対象者や実施方法、実施場所、健診項目、実施時期、自己負担額が異なります。

【具体的な調整内容】

健康診査事業については、館林市の例により合併時に統合します。

ただし、肝炎ウイルス検診の対象者については、板倉町の例によるものとします。

これにより、新市における若年者健康診査や歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診の自己負担額は、500円（生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料）となります。

◆定期予防接種

定期予防接種は、予防接種法に基づき、伝染の恐れがある疾病の発生及び蔓延を予防し、住民の健康の保持に寄与することを目的として、両市町で実施している事業です。

事業内容は、B型肝炎やヒブワクチン、小児用肺炎球菌、四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）、不活化ポリオ、BCG、麻しん風しん混合及び麻しん・風しん、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、二種混合（ジフテリア、破傷風）、子宮頸がん、高齢者インフルエンザ、高齢者用肺炎球菌の13種類があります。

両市町とも種類や対象者、自己負担額は同様です。

【具体的な調整内容】

定期予防接種については、現行のとおり新市において継続します。ただし、指定医療機関が異なるため、合併時までに調整します。

◆任意予防接種

任意予防接種は、予防接種費用の一部を助成することにより、予防接種を受けたかたの経済的負担の軽減や健康の保持に寄与することを目的として、両市町で実施している事業

板倉町の例とするのは、どのような理由からですか。

A 専門部会からの回答

館林市では、対象者を40歳から74歳までの未受診者としていますが、板倉町では40歳以上の未受診者として、上限を定めていないため、より多くのかたに受診いただけるように板倉町の例によるものとしました。



◆がん検診事業

がん検診事業は、がんの早期発見、

早期治療を図るとともに、がん検診の必要性を周知し、正しい健康意識の普及啓発と健康の保持及び増進を図ることを目的として、両市町で実施しています。

事業内容は、胃がん検診や胸部検診・肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、前立腺がん検診、がん検診推進事業がありますが、それぞれ、対象者や実施方法、実施場所、検診項目、実施時期、自己負担額が異なります。なお、胃がんリスク検診については、館林市のみで実施しています。

【具体的な調整内容】

がん検診推進事業を除く各種がん検診については、館林市の例により合併時に統合しますが、がん検診推進事業については、事業内容が異なるため、国の事業実施要綱に基づき合併時に再編します。

これにより、新市における各種がん検診の自己負担額は、500円（生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料）となります。

なお、胃内視鏡検査の自己負担額は、2,000円（生活保護世帯は無料、市民税非課税世帯は1,500円）となります。

です。

事業内容は、風しん予防接種と高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種は両市町で行っていますが、それぞれ助成期間や助成内容が異なっています。また、おたふくかぜワクチン予防接種は板倉町のみ、ロタウイルスワクチン予防接種は館林市でのみ行っています。

【具体的な調整内容】

風しん予防接種、高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種及びおたふくかぜワクチン予防接種については、板倉町の例により合併時に統合します。

また、ロタウイルスワクチン予防接種については、館林市の例により合併時に統合します。

これにより、新市における風しん予防接種の助成対象期間の制限はなくなり、高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種の助成額は2,000円となります。また、おたふくかぜワクチン予防接種とロタウイルスワクチン予防接種の助成が受けられることとなります。

◆健康まつりに関すること

健康まつりは、住民の健康意識を

高めるとともに、健康づくりの普及啓発を目的として、両市町で実施している事業です。

事業内容としては、館林市では、10月に市役所周辺において、市民の集いと同時に開催しています。また、板倉町では、10月から11月にかけて各地区公民館で開催されるイベントに合わせて実施しています。実施方法や事業内容など異なる部分もありますが、地域住民の健康増進の推進のため実施している事業としては同様です。

【具体的な調整内容】

健康まつりについては、事業規模や実施回数が異なるため、合併時までに事業内容や実施方法を調整し、再編します。

《合併協議会は傍聴できます》

第7回館林市・板倉町合併協議会

日時 8月30日(水)午後2時から

会場 館林市文化会館小ホール

※会議資料は、事前に合併協議会ホームページに掲載します。資料が必要な場合は、印刷の上ご持参ください。

イベントのご案内

たてばやし七夕まつり（館林市）

130年を超える歴史をもつ竹飾りをもとに、夏の風物詩として広く市民に親しまれている伝統行事です。

とき：8月7日（月）午後3時30分～9時

会場：館林市本町通り（館林郵便局から新宿一丁目交差点まで）



Eボートレース2017渡良瀬大会（板倉町）

300mのコースを10人乗り手漕ぎボートに乗ってタイムを競うレースです。

とき：8月19日（土）午前8時30分～午後1時

会場：谷中湖（渡良瀬貯水池・北ブロック）



合併協議会ホームページでは、協議会の資料などを公開しています。協議の状況や会議録を掲載していますので、ご覧ください。また、館林市及び板倉町の公式ホームページにも両市町の広報紙をはじめ、さまざまな情報が掲載されていますので、ご覧ください。



<http://www.tatebayashi-itakura-gappeikyo.jp/>

館林市・板倉町合併協議会

検索

